

特別支援学級及び通級指導教室
教育課程ハンドブック



奈良県立教育研究所

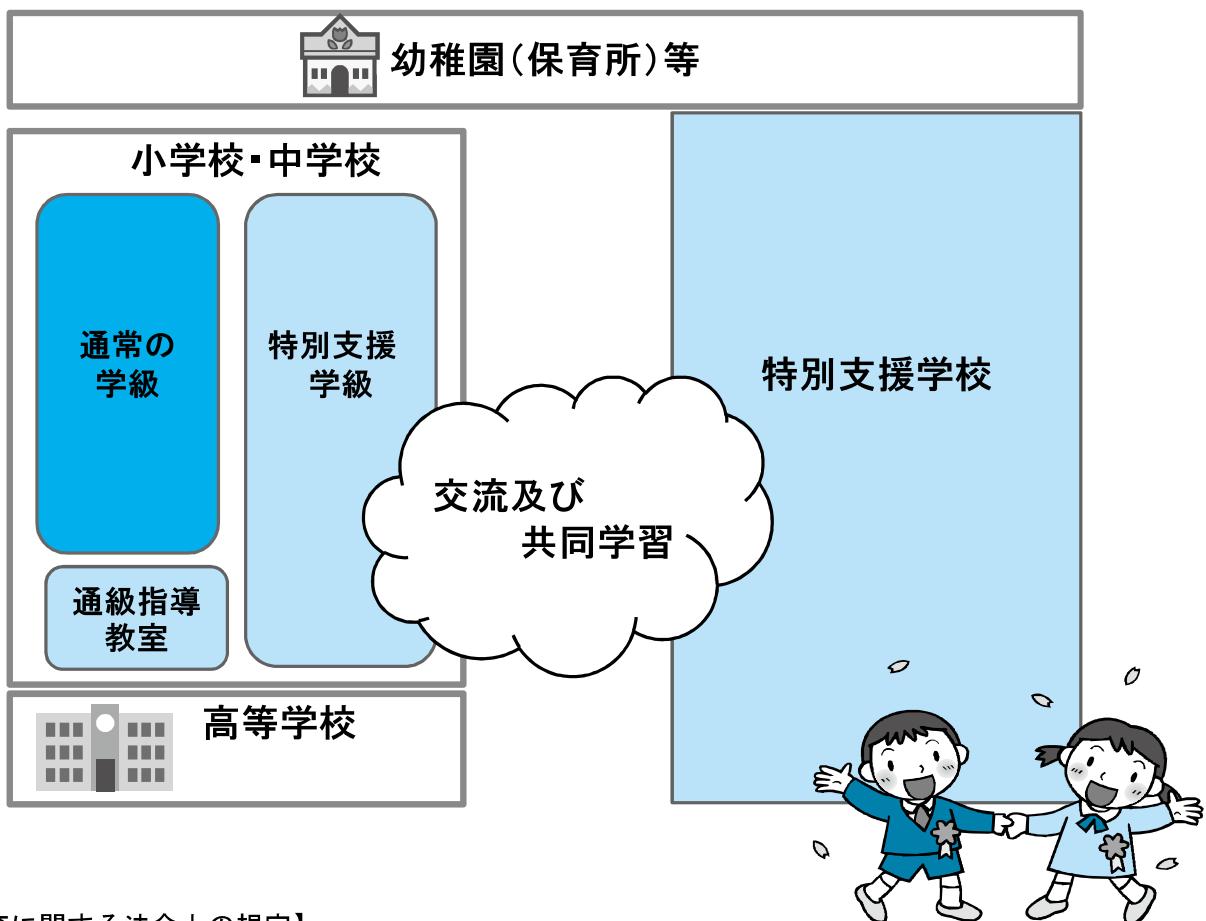
もくじ

I 特別支援教育の制度	I
II 特別支援学級	
1. 特別支援学級の教育	3
2. 特別支援学級の対象	4
3. それぞれの障害に配慮した教育	5
4. 特別支援学級の教育課程の編成の手順	7
5. 特別支援学級の教育課程の編成	8
6. 各教科等を合わせた指導（知的障害教育）	12
7. 自立活動	13
8. 個別の指導計画	17
9. 個別の教育支援計画	19
10. 交流及び共同学習	23
11. 教科用図書の取扱い	25
12. 指導要録	27
III 通級による指導	
1. 通級による指導	29
2. 通級による指導の対象	30
3. 通級による指導の教育課程	31
4. 指導要録等の取扱い	32
資料 1 「特別支援学校就学基準と特別支援学級、通級による指導の対象者の基準一覧」	33
資料 2 「奈良県内特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室一覧」	34

特別支援教育の制度

「特別支援教育」とは、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという観点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、特別支援学校のみならず、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の通常の学級に在籍する発達障害のある子どもを含めて、障害により特別な支援を必要とする子どもたちが在籍する全ての学校において推進されることが規定されました。

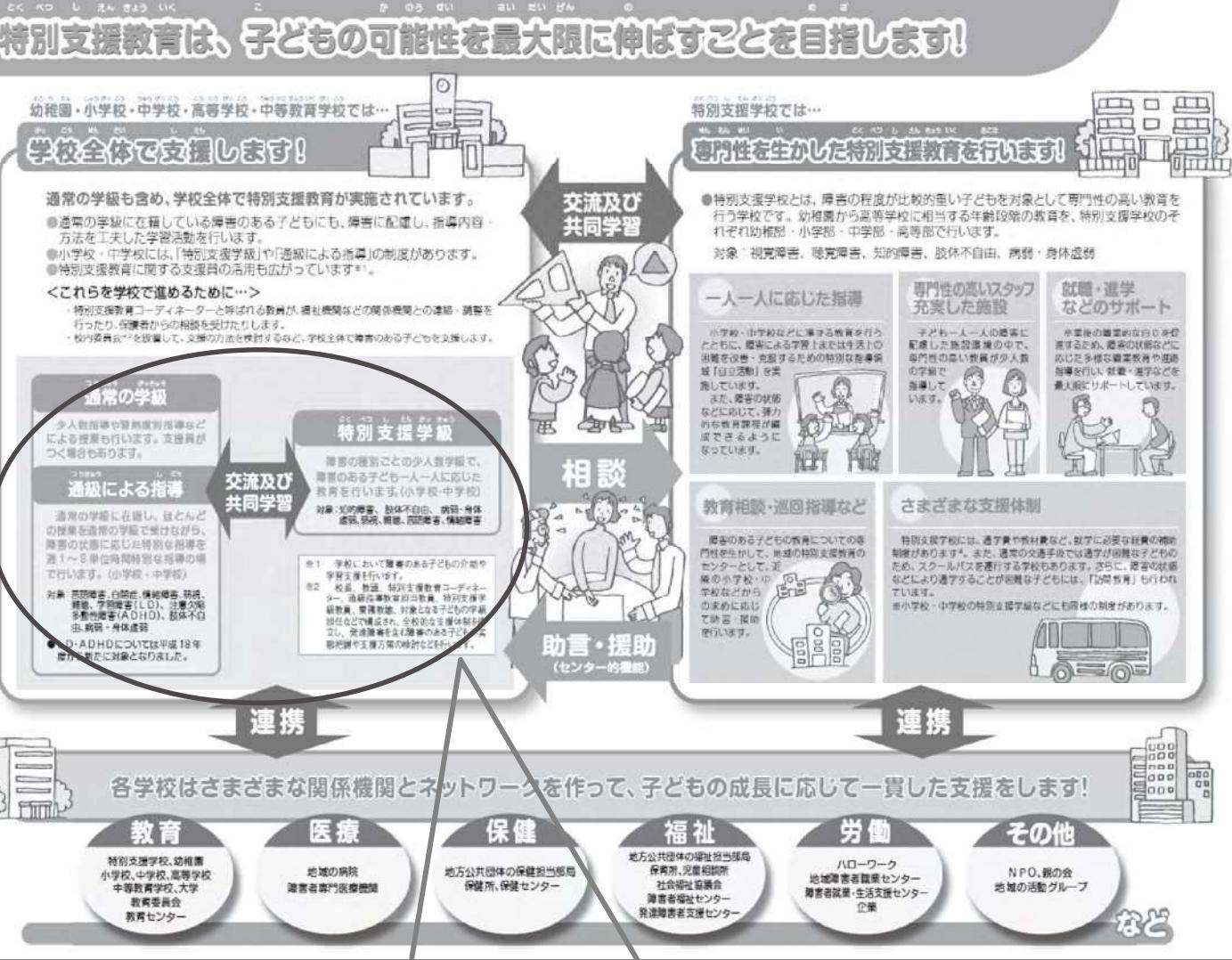
特別支援教育は、障害のある子どもたちへの教育にとどまらず、多様な個人が能力を發揮しつつ、自立して共に社会に参加し、支え合う「共生社会」の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味をもっています。



【特別支援教育に関する法令上の規定】

教育基本法

第1章第4条2項 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。



特別支援学級は、障害の種別ごとの少人数学級で、
障害のある子ども一人一人に応じた教育を行います。(小学校・中学校)

通常の学級

少人数指導や習熟度別指導などによる授業も行います。支援員がつく場合もあります。

通級による指導

通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別な指導を週1～8単位時間特別な指導の場で行います。(小学校・中学校)

対象：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、肢体不自由、病弱・身体虚弱

● LD・ADHDについては平成18年7月から新たに対象となりました。

交流及び共同学習

特別支援学級

障害の種別ごとの少人数学級で、
障害のある子ども一人一人に応じた教育を行います。(小学校・中学校)

対象：知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、情結障害

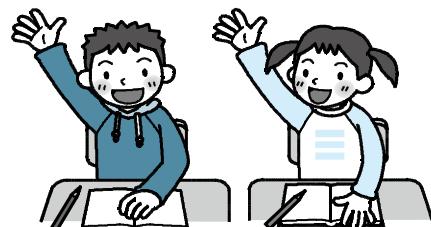


出典：文部科学省「特別支援教育パンフレット」平成19年4月

1 特別支援学級の教育

特別支援学級は、障害があるために通常の学級における指導では十分に指導の効果を上げることが困難な児童生徒のために編制された少人数の学級で、児童生徒の障害の状態等に応じて、適切な配慮の下に指導が行われています。

特別支援学級は、小学校及び中学校の学級の一つです。特別支援学級も通常の学級と同様、これを適切に運営していくためには、全ての教師の理解と協力が必要です。このため、学校全体の協力体制づくりを進めたり、全ての教師が障害について正しい理解と認識を深めたりして、教師間の連携に努める必要があります。



【特別支援学級に関する法令上の規定】

学校教育法

第81条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

第2項 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 1 知的障害者
- 2 肢体不自由者
- 3 身体虚弱者
- 4 弱視者
- 5 難聴者
- 6 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

自閉症・情緒障害及び言語障害は
この項により設置されています。

第3項 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

学校教育法施行規則

第137 条 特別支援学級は、特別の事情のある場合を除いては、学校教育法第81条第2項各号に掲げる区分に従って置くものとする。

2 特別支援学級の対象

特別支援学級入級の対象となる児童生徒については、平成14年5月27日付け14文科初第291号「障害のある児童生徒の就学について（通知）」及び平成21年2月3日付け20文科初第1167号「『情緒障害者』を対象とする特別支援学級の名称について（通知）」に示されています。

特別支援学級による指導の対象とすることが適当であるかについては、障害のある児童生徒にとって、最もふさわしい教育を行うという視点に立って、教育学、医学、心理学等の観点から専門家の意見を聴いた上で総合的かつ慎重に行うことが大切です。さらに、日常生活上の状況等をよく把握している保護者の意見を聴取することにより、当該児童生徒の教育的ニーズを的確に把握できることが期待されることから、障害のある児童生徒の就学先の決定に際する保護者の意見聴取の義務付けも規定されました（学校教育法施行令第18条の2）。

また、特別支援学級への入級後も、校内委員会等で児童生徒の適応状況等を継続的に把握し、児童生徒の障害の状態の変化等に応じて適切な教育が行われることが大切であり、より適切な教育の場や卒業後の進路等についても検討する機会をもつことが必要です。



【特別支援学級の対象者】

区分	障害の程度
知的障害者	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの
肢体不自由者	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの
病弱者及び身体虚弱者	①慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの ②身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの
言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの
自閉症・情緒障害者	①自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの ②主として心理的な要因による選択性かん默等があるので、社会生活への適応が困難である程度のもの

- 参考
- ・平成14年5月27日付け14文科初第291号「障害のある児童生徒の就学について（通知）」
 - ・平成21年2月3日付け20文科初第1167号「『情緒障害者』を対象とする特別支援学級の名称について（通知）」

3 それぞれの障害に配慮した教育

本県においては、「知的障害」「肢体不自由」「病弱・身体虚弱」「弱視」「難聴」「自閉症・情緒障害」の6種別の特別支援学級の設置が可能となっています。「自閉症・情緒障害」学級に関しては、平成21年2月3日付け文部科学省通知により、それまでの「情緒障害」学級から「自閉症・情緒障害」学級へと改められました。

知的障害教育



知的障害とは、記憶、推理、判断などの知的機能の発達に有意な遅れがみられ、社会生活などへの適応が難しい状態をいいます。

特別支援学級では・・・

必要に応じて特別支援学校の教育内容等を参考にしながら、小集団の中で、個に応じた生活に役立つ内容を指導します。小学校では、体力づくりや基本的な生活習慣の確立、日常生活に必要な言語や数量、生活技能などの指導を実施します。また、中学校では、それらを更に充実させるとともに、社会生活や職業生活に必要な知識や技能などを指導します。

肢体不自由教育



肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいいます。

特別支援学級では・・・

各教科、道徳、特別活動のほか、歩行や筆記などに必要な身体の動きの指導を行います。指導に当たっては、一人一人の障害の状態に応じて適切な教材・教具を用いるとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用して指導の効果を高めるようにします。また、各教科や給食など様々な時間を通じて、通常の学級との交流及び共同学習を積極的に行います。

病弱・身体虚弱教育



病弱とは、慢性疾患等のため継続して医療や生活規制を必要とする状態、**身体虚弱とは**、病気にかかりやすいため継続して生活規制を必要とする状態をいいます。

特別支援学級では・・・

入院中の子どものために病院内に設置された学級や、小学校及び中学校内に設置された学級があります。病院内の学級では、退院後には元の学校に戻ることが多いため、元の学校と連携を図りながら各教科等の学習を進めます。教科学習以外にも、特別支援学校と同様に身体面やメンタル面の健康維持や改善を図る学習を行うこともあります。

視覚障害教育



視覚障害とは、視力や視野などの視機能が十分でないために、全く見えなかつたり、見えにくかつたりする状態をいいます。

特別支援学級では・・・

拡大文字教材、テレビ画面に文字などを大きく映して見る機器、照明の調節など、一人一人の見え方に適した教材・教具や学習環境を工夫して指導します。各教科、道徳、特別活動のほか、弱視レンズの活用や視覚によってものを認識する力を高める指導などを行います。

聴覚障害教育



聴覚障害とは、身の回りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかつたりする状態をいいます。

特別支援学級では・・・

音や言葉の聞き取りや聞き分けなど、聴覚を活用することに重点を置いた指導や抽象的な言葉の理解や教科に関する学習を行います。必要に応じて、通常の学級でも学習し、子どもの可能性の伸長に努めます。

自閉症・情緒障害教育



情緒障害とは、情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を、自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態をいいます。

特別支援学級では・・・

情緒障害教育では、発達障害である自閉症など心因性の選択性かん默などのある子どもを対象としています。

自閉症などの子どもについては、言語の理解と使用や、場に応じた適切な行動などができるようになるための指導を行います。また、主として心理的な要因による選択性かん默などがある子どもについては、安心できる雰囲気の中で情緒の安定のための指導を行います。

特別支援学級では、情緒障害のために、通常の学級での教育では十分に成果が期待できない子どもが在籍して、基本的には通常の学級と同じ教科等を学習します。それらに加え、自閉症などの子どもには、対人関係の形成や生活に必要なルールなどに関する学習します。また、選択性かん默などの子どもは、心理的安定や集団参加に関する学習します。



「情緒障害者」を対象とする特別支援学級の名称について（通知）より抜粋

自閉症等（自閉症及びアスペルガー症候群などのそれに類するもの、以下同じ。）を対象とする特別支援学級については、これまで、「主として心理的な要因による選択性かん默等があるので、社会生活への適応が困難である程度のもの」とともに対応する学級として、「情緒障害特別支援学級」等の名称が用いられてきましたが、在籍者数などの実態を踏まえ、「自閉症・情緒障害特別支援学級」という名称とし、以下のように取り扱うこととしました。

記

1. 情緒障害特別支援学級における障害種の明確化

291号通知において、特別支援学級の対象としている「キ 情緒障害者」を、「キ 自閉症・情緒障害者」と改める。

4 特別支援学級の教育課程の編成の手順

教育課程の編成については、一般的には次のような手順が考えられます。

1. 実態把握

- 児童生徒の障害の種類や程度は多様であり、発達の段階や能力、適性等についても個人差があります。児童生徒の実態に即した指導を行うためには、まず、これらについての的確な実態把握を行います。

2. 教育目標の設定

- 学校教育の目的や目標に照らして、特別支援学級の児童生徒がもっている課題を明確にします。

3. 指導内容の選択

- 学校や特別支援学級の児童生徒の課題に応じた教育目標の実現を目指して、重点を置くべき指導内容や基礎的、基本的な指導内容を明確にします。

4. 指導内容の組織

- 各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動について、各教科等間の指導内容相互の関連を図ります。
- 発展的、系統的な指導ができるように指導内容を配列し組織します。

5. 授業時数の配当

- 指導内容との関連において、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の年間授業時数を定めます。
- 各教科等や学習活動の特質に応じて、1年間の中で、学期、月、週ごとの各教科の授業時数を定めます。